

～図書館友の会全国連絡会の活動～

総務大臣 及び 文部科学大臣 要望書 提出

新型コロナウイルス感染症拡大の
め、持参して直接提出する事
は叶わず、議員会館に国会議
員を訪ねることもできません
でした。しかし「図友連」事
務局の方々のご尽力で、要望
書を書留で提出。文部科学
委員会(衆議院)、文教科学
委員会(参議院)の国会議員
にも郵送にて提出しました。

この大変な状況の中でも途切
れることなく要請行動を続け
て下さった事務局の皆様、心
から感謝申し上げます。

次に、要望書の抜粋と、両省
からの回答を掲載致します。

内容の詳細についての問合せ
は、青木までお願い致します。

令和3年2月15日

総務大臣 武田 良太 様

図書館友の会全国連絡会 代表 阿曾千代子
その他賛同65団体

地方自治を支える公立図書館の振興を求める要望書

私たちは公立図書館の振興発展を願い、全国各地で活動を行っています。国には公立図書館の振興について毎年要望をしてきました。この要望を真摯に受け止め、ご尽力いただいていますことに、心からお礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の対応に全力でご努力されていることに感謝申し上げます。

感染症対策状況下では、突然の一斉休館、サービスは全面停止となる公立図書館が多く、工夫してサービスを継続したのは一部に過ぎませんでした。私たちは昨年8月、「いかなる状況でも資料と情報の提供を継続すること」を全国の公立図書館に要望しました。

私たちはこれまで一貫して、地方財政危機を背景にした図書館経費や職員の削減、指定管理者制度の導入が図書館を疲弊させ、サービス低下をもたらすことを訴えてきました。感染症による地方財政の悪化で、図書館サービスがさらに低下する危機を感じます。

おい図書館
No.214

TEL 043-311-0886

代表 青木 和子
松本市牧の原 104-416

発行 おい図書館

図書館は地方自治を支える重要な基盤です。その発展が地域を活性化させ、地域住民の活躍にもつながります。国の役割として地方公共団体の図書館の維持、振興、発展を支える施策を実施してください。

今回、大きく4つの課題について次のとおり要望します。

ご多用のところ恐縮ですが、3月15日までに図書館友の会全国連絡会に文書でご回答ください。

- 1 指定管理者制度が公立図書館に導入されないように改めて通知してください
- 2 地方交付税の図書館経費の積算内容を豊かにしてください
- 3 指定管理者制度の導入に不適切な思惑が働くことを防いでください
- 4 各省庁の調査から指定管理者制度に関わる企業を除外してください

連絡先 図書館友の会全国連絡会事務局長 船橋佳子

総務省からの回答

令和3年3月12日

図書館友の会全国連絡会 御中

総務省大臣官房政策評価広報課

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和3年2月15日付け文書にていただきました「地方自治を支える公立図書館の振興を求める要望書」につきまして、担当部局課室より以下のとおりお答えいたします。

○ 要望事項1 「指定管理者制度が公立図書館に導入されないように改めて通知してください」

指定管理者制度は、「公共サービスの水準の確保」という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものです。図書館の運営については、行財政改革の一環として指定管理者制度を導入した場合でも、司書など専門性の高い職員を引き続き配置することも可能であると考えています。

図書館を含め、地方公共団体の施設を最も効果的・効率的に管理できる方法は、それぞれの地方公共団体の置かれている状況等により異なるものであり、地域の実情に応じて、適切な手法を選択していただきたいと考えています。

○ 要望事項 2 「地方交付税の図書館経費の積算内容を豊かにしてください」

公立図書館の運営経費については、普通交付税の「その他の教育費（測定単位：人口）」の中に、計上しています。

図書、資料購入費等については、公立図書館の決算額などを踏まえ、標準的な経費を適切に計上するとともに、市町村合併により標準的な市町村の規模が大きくなったことを踏まえ、平成 30 年度から市町村分を標準団体当たり 1,380 万円増額しています。

また、図書館協議会の経費については、平成 28 年度より市町村分についても標準団体当たり 32.9 万円を計上しており、今年度も同額を措置しております。

今後とも、地方団体の意見等も踏まえつつ、適切に算定して参ります。

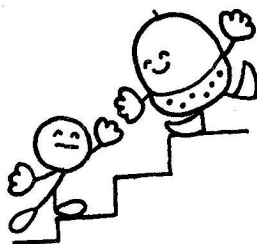
○ 要望事項 3 「指定管理者制度の導入に不正な思惑が働くことを防いでください」

地方公共団体においては、国家公務員法における再就職あっせんや現職職員の求職活動の規制等の退職管理に関する規定の趣旨、当該団体の職員の離職後の就職の状況等を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要な措置を講ずることとされているところです。

職務の公正な執行とともに、公務に対する住民の信頼を確保するよう、各地方公共団体において対応されるべきものと考えています。

○ 要望事項 4 「各省庁の調査から指定管理者制度に関わる企業を除外してください」

該当する部局課室がございませんでしたので回答は控えさせていただきます。



令和3年2月15日

文部科学大臣 萩生田 光一 様

図書館友の会全国連絡会 代表 阿曾千代子
その他賛同65団体

公立図書館の振興を求める要望書

私たちは公立図書館の振興発展を願い、全国各地で活動を行っています。国には公立図書館の振興について毎年要望をしてきました。これらの要望を真摯に受け止め、ご尽力いただきましたことに、心からお礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の対応に全力でご努力されていることに感謝申し上げます。

感染症対策状況下では、突然の一斉休館、サービスは全面停止となる公立図書館が多く、工夫してサービスを継続したのは一部に過ぎませんでした。私たちは昨年8月、「いかなる状況でも資料と情報の提供を継続すること」を全国の公立図書館に要望しました。

私たちはこれまで一貫して、地方財政危機を背景にした図書館経費や職員の削減、指定管理者制度の導入が図書館を疲弊させ、サービス低下をもたらすことを訴えてきました。感染症による地方財政の悪化で、図書館サービスがさらに低下する危機を感じます。

国の役割として地方公共団体の図書館の維持、振興、発展を支える施策を行ってください。

今回、大きく7つの課題について次のとおり要望します。

ご多用のところ恐縮ですが、3月15日までに図書館友の会全国連絡会に文書でご回答ください。

- 1 公立図書館の管理運営を指定管理者制度の対象とする施策、誘導助言などをしないでください
- 2 指定管理者制度を導入した図書館の調査を実施して、実態を明らかにしてください
- 3 公立図書館を機能させるために正規職員の司書の配置をすすめてください
- 4 公立図書館に図書館協議会の設置を促進し、その活動を活発にする施策を実施してください
- 5 MLA（博物館、図書館、文書館）連携が進む施策を実施してください
- 6 JAPAN/MARCの普及を推進してください
- 7 会計年度任用職員制度について調査を実施して、実態を明らかにしてください

連絡先 図書館友の会全国連絡会事務局長 船橋佳子

文部科学省からの回答

図書館友の会全国連絡会の令和3年2月15日付け要望書に対する
回答について

令和3年3月15日

文部科学省

1. 公立図書館の管理運営を指定管理者制度の対象とする施策、誘導助言などをしてください。

- 図書館における指定管理者制度の導入については、一義的には設置者である地方公共団体の判断であり、各設置者において、利用者に対する図書館サービスの充実に資するよう配慮しつつ、指定管理者制度の導入の是非を判断されるものと考えています。

2. 指定管理者制度を導入した図書館の調査を実施して、実態を明らかにしてください。

- 図書館における指定管理者制度については、地方公共団体が図書館の設置目的を効率的に達成するため必要があると判断した場合に導入するものであり、文部科学省としては、指定管理者制度を導入した図書館の実態調査を実施することは考えていません。

3. 公立図書館を機能させるために専門職員の司書の配置をすすめてください。

- 図書館専門職員である司書については、全体としてその数は増えています。

(参考) 図書館職員数の推移 (人)

年 度	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30
館長・分館長	2,482	2,643	2,803	2,970	3,038	3,110	3,118
司 書	9,824	10,977	12,781	14,596	17,923	19,015	20,130
司書補	425	387	442	385	459	450	438
その他の職員	12,191	13,269	14,634	14,606	15,849	17,253	17,650
合 計	24,922	27,276	30,660	32,557	37,269	39,828	41,336

- 図書館職員の給与費を含む図書館費については、地方財政措置が講じられており、文部科学省としては毎年度総務省に対して要望を行っているところです。
- 来年度分についても引き続き要望を行うとともに、地方公共団体に対して活用を促してまいります

4. 公立図書館に図書館協議会の設置を促進し、その活動を活発にする施策などをしてください。

- 図書館協議会は、図書館が地域住民のニーズに適切に対応していくために大切な存在であり、文部科学省においても、各種機会を通じてその重要性を説き、設置を促しているところです。

(参考)

	平成23年	平成27年	平成30年
図書館協議会等設置率	63%	67%	66%

(出所) 社会教育調査

- 図書館協議会の委員報酬についても、引き続き地方交付税の要望を行ってまいります。
- 図書館協議会の実態調査については当面予定がないものの、令和元年度において作成した公共図書館の事例集において、図書館協議会の取組についても記載の上、公表しているところです。

5. MLA（博物館、図書館、文書館）連携が進む施策を実施してください。

- 平成31年2月より、書籍等分野、文化財分野、メディア芸術分野など、さまざまな分野のデジタルアーカイブと連携して、我が国が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索できる「国の分野横断統合ポータル」として『ジャパンサーチ』が公開されており、関連機関等との連携の下、国立国会図書館がシステムの運用を行っていることと承知しております。

6. JAPAN/MARC の普及を推進してください。

- 国立国会図書館が作成・提供している JAPAN/MARC の普及については、国立国会図書館の主導でなされるものと考えています。

7. 会計年度任用職員制度について調査を実施して、実態を明らかにしてください。

- 公立図書館における会計年度任用職員制度の実態調査については、文部科学省においては当面、予定はございません。

